

平成27年4月1日

岐阜県水産研究所における研究費、研究活動の不正防止 に関する基本方針

当研究所の研究費の原資の大部分は税金であり、公益を目的に県民の信頼と負託によって研究業務を遂行しており、その不正使用は社会からの信頼等に反するものである。

そのため、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防ぐため、不正を誘発する要因の除去や抑止機能を有する環境・体制の構築を図るなどの不正防止に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 適正な研究費の運営、管理及び適正な研究活動を行うため、不正防止に関する役割、責任の所在を明らかにした責任体系を公表する。
2. 研究費に関わる関係者の不正使用防止に対する意識の向上及び研究者の研究倫理の向上を図り、不正が起きない環境づくりに努める。
3. 事務処理等の点検により不正が起きやすい要因を洗い出し、不正使用防止計画を策定し、計画に則り対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 研究費の適正な執行のため、相談窓口の開設とともに、県会計規則等を遵守した運営、管理を行う。
5. 研究費の不正使用や研究活動における不正行為が起きない・起こさないために、実効性のあるモニタリング体制を整備する。